

C. 各サイトでの給水施設引渡し前～引渡し時にかけて行う活動

**活動 10** 民間業者との維持管理委託契約締結促進（活動所要期間：2日／サイト × 18 サイト 計 36 日間）

1) 目的

- ① ソーラー式給水施設の維持管理委託契約締結に際して、契約内容に関する村落側の理解を促進する。
- ② 契約違反時の行政の介入事項及び、行政による支援体制について VWC の理解を促す。

2) 対象者

対象 18 サイトの VWC メンバー

3) 活動実施担当者及び従事期間

実施担当者	従事期間	担当業務
現地 NGO/コーディネーター(1名)	計 10 日間*	TAC-MDFT メンバーへの OJT
TAC-MDFT メンバー	計 36 日間	村落レベルでの活動実施主導

\*:5Area Council で各 1 サイト（計 5 サイト）を OJT 対象とし、1 サイト 2 日間（計 10 日間）の活動に参加する。その他 13 サイトにおいては TAC-MDFT が OJT にて指導された内容を独自に実施し、現地 NGO は TAC-MDFT 作成の活動モニタリング・シートによりその活動状況を確認する。

4) 活動プログラム案

日程	主な内容	所要時間（目安）
1 日目	1. 当該トレーニングの目的説明・ルールの設定	0.5 時間
	2. ソーラー式給水施設の維持管理委託契約の体系、運営・維持管理サービスの内容	1 時間
	3. 村落側の権利・責任事項、契約違反時の取り扱い	2 時間
	4. 施設故障時の対応・手続き	1 時間
	5. ホーレター兼警備員の配置に関する雇用条件	1.5 時間
2 日目	1. 委託契約料金の設定・支払方法	2 時間
	2. 行政による支援体制	1 時間
	3. 上記協議事項のコミュニティへのフィードバック	3 時間
	4. 維持管理委託契約書への署名・コミュニティの承認	1 時間

5) 手法

維持管理委託契約内容に対する VWC の理解を高めることで契約締結を円滑に進めるとともに、契約締結後の権利・義務の適切な遂行を支援する。

6) 活動の成果品

民間業者との維持管理委託契約書、TAC-MDFT による活動モニタリング・シート

**活動 11** ソフトコンポーネントによる活動の効果測定とプロジェクト終了後の運営・維持管理に関する行動計画の策定（活動所要期間：3日／サイト × 18 サイト 計 54 日間）

1) 目的

- ① プロジェクトを通して実施したソフトコンポーネント活動の達成状況と効果について住民参加の下で評価を行う。
- ② 評価結果から抽出された提言・教訓をプロジェクト終了後の運営・維持管理活動の

計画策定に反映させる。

2) 対象者

対象 18 サイトの住民及び VWC メンバー

3) 活動実施担当者及び従事期間

実施担当者	従事期間	担当業務
現地 NGO/コーディネーター(1名)	計 15 日間	TAC-MDFT メンバーへの OJT。
TAC-MDFT メンバー	計 54 日間	村落レベルでの活動実施主導

\*: 5Area Council で各 1 サイト (計 5 サイト) を OJT 対象とし、1 サイト 3 日間 (計 15 日間) の活動に参加する。その他 13 サイトにおいては TAC-MDFT が OJT にて指導された内容を独自に実施し、現地 NGO は TAC-MDFT 作成の活動モニタリング・シートによりその活動状況を確認する。

4) 活動プログラム案

日程	主な内容	所要時間 (目安)
1 日目	1. 当該トレーニングの目的説明・ルールの設定	0.5 時間
	2. 評価の枠組みの整理	1.5 時間
	3. 活動実施状況の整理	2 時間
	4. 実績・プロセスの評価	3 時間
2 日目	1. インパクト評価の指標確認	1.5 時間
	2. インパクト評価	3 時間
	3. 評価結果のまとめ	2 時間
3 日目	1. 提言・教訓の整理	2 時間
	2. プロジェクト終了後の運営・維持管理活動	2 時間
	3. VWC 行動計画の見なおし・改訂	2 時間
	4. 総括・ワークショップ 評価	1 時間

5) 手法

活動 5 で設定した指標に基づき、PRA 等の参加型計画・評価手法を用いて住民自身による活動実施状況のレビュー・評価を行う。評価結果ならびに提言・教訓は各村落での今後の運営・維持管理活動に反映させるとともに、DWR に対する最終報告に取り纏める。

6) 活動の成果品

住民参加による成果達成状況及び効果発現状況の評価結果要約、プロジェクト終了後の運営・維持管理に関する VWC 行動計画

D. 全サイトで建設工事開始後の一定時期 (各サイトでは前述の A~C の時期のいずれか、もしくは各給水施設引渡しから本プロジェクト終了直前の時期に相当)」

**活動 12** 継続的な運営・維持管理活動の監督・モニタリングによる運営・維持管理体制の精緻化 (給水施設仮引渡し後)

1) 目的

- ① 活動 12 で策定された運営・維持管理の行動計画に従って、行政の監督・モニタリングの下、民間 OM 会社と VWC に基づく給水施設の運営・維持管理を継続的に実施する。
- ② 日々の運営・維持管理業務へのモニタリング結果のフィードバック、ケース・バイ・ケースによる運営上の問題の解決等を通じて、各サイト・レベルでの運営・維持管

理体制の能力向上を図る。

2) 対象者

Area Council 担当者、TAC-MDFT メンバー、民間 OM 会社、対象 18 サイトの住民及び VWC メンバー

3) 活動実施担当者及び従事期間

実施担当者	従事期間	担当業務
邦人コンサルタント(1名)	18日/×2回/全期*	DWR 及び各地方自治体の運営・維持管理状況の確認とフィードバック

\*1 回目：建設工事開始後約 6 ヶ月後（既に全サイトでソフトコンポーネント活動が開始されている時期）

\*2 回目：建設工事開始後 14 ヶ月目（全サイトで活動 11 までの業務が終了している時期）

4) 手法

TAC-MDFT メンバーにより行われる各地方自治体の監督・モニタリング状況を、DWR の監理状況及び各地方自治体での聞き取りなどから評価し、その後の活動へフィードバックする。

5) 活動の成果品

聞き取り結果、活動報告書

(2) 「ガ」国側負担による活動

上記 (1) に示される活動内容の内、TAC-MDFT メンバーを中心に各対象サイトで実施される活動は「ガ」国側負担となる。必要となる投入が適切に行われ、計画スケジュールに沿った活動が実施されることは、本プロジェクトの成果の発現に不可欠なことであるから、その負担事項の履行は強く望まれる。

また給水施設引渡し後、各村落で施設の運転が開始された段階では、運営・維持管理費の積立・管理、水源の衛生環境管理を含む適切な衛生習慣の実践、公共水栓からの水の無駄遣いの防止と給水システムの日常の保全活動といった面について、行政側がモニタリングを行うこととなる。

モニタリング及び評価の実施方法については、本ソフトコンポーネントの活動の中で DWR ならびに地方自治体と詳細を協議・計画するが、活動 12 において邦人コンサルタントが 2 度のモニタリング及び結果のフィードバックを実施した後は、「ガ」国側が独自にモニタリング及び評価を継続していくこととなる。

6. ソフトコンポーネントの実施リソースの調達方法

「ガ」国地方村落の社会開発、特に給水衛生プロジェクトにおける知識と経験を有する現地 NGO を通じてコミュニティの能力強化支援を実施することは、複雑な文化・社会的背景の中で現地語を通じ、関係者と不要な摩擦を起こすことなく計画を実施するために有効である。また DWR 本部には社会開発専門スタッフが配置されておらず、本プロジェクトのカウンターパートとして配置できないこともあり、現地 NGO/コンサルタントから当該要員を起用することは有効である。

また、既に現在ある程度組織化されている関わるTAC-MDFTメンバーを地方自治体レベルの運営・維持管理活動に起用することで、現場レベルでの効率的かつ効果的な活動が期待できる。ここではまたTAC-MDFTメンバー自身のモニタリング・評価活動にかかるOJTが期待されるものである。

また対象各サイトにおいて地域保健指導員を起用することで、地域に根ざした活動が住民自身の視点から継続的に行えることが可能となるものである。

わが国無償資金協力事業のソフトコンポーネント計画がしかるべき成果を達成するように、上記「ガ」国リソースを効果的に活用するためには、全体計画を熟知した本邦コンサルタントによる計画立案、実施の全体監理、調整が必要である。このため本ソフトコンポーネントの各活動は同邦人コンサルタントの下、現地NGO/コンサルタントへの一部活動の再委託、DWR及び地方自治体職員、各サイトから選ばれる地域保健指導員の参画により実施される。

以下、ソフトコンポーネント活動を実施するために配置が想定されるこれら要員の情報を示す。

#### 6-1 邦人コンサルタント要員 1名（運営・維持管理計画担当：3級）

従事期間：計 2.37M/M\*（内、上記活動への直接従事日数 1.50M/M\*\*）

\*:ソフトコンポーネント工程表参照。

\*\*：ソフトコンポーネント活動計画表参照。

ソフトコンポーネント・プログラムの計画立案、実施に際しての全体監理を行うとともに、「ガ」国及び日本側関係諸機関への連絡・報告、プログラムの各関係者との協議・調整、工事工程との調整等を担当する。また、想定される活動成果が達成されるよう、活動主体となる現地人材に対し、実施手法に関する技術指導、能力開発を行う。要員は社会開発分野での経験を有する者とする。

#### 6-2 現地 NGO/コンサルタント要員 プログラム・コーディネーター（1名）

従事期間：計 8.39M/M

邦人コンサルタントによる指導の下、各活動の進捗、村落レベルでの活動に直接従事する人員（TAC-MDFTメンバー、地域保健指導員）の業務実施状況、活動の達成状況と成果品について管理を行い、コンサルタントに対し定期報告を行う。同要員はファシリテーターの養成、住民参加促進・組織化、衛生教育に関する専門性を有するとともに、対象地域で使用される言語でのコミュニケーションが可能な者とする。

#### 6-3 現地 NGO/コンサルタント要員 プログラム・アシスタント（1名）

従事期間：計 1.50M/M

工事開始前に実施される支援活動(活動1から3)において現地 NGO プログラム・コーディネーターのサポート業務を実施する。

#### 6-4 TACメンバーの内、DWR、保健省、地方自治省地域開発局の所属者（3名/TAC）× 5 Area Councils：計 15名

従事期間：計 59.30M/M

DWR は運営・維持管理体制の整備に関する地域住民との協議・啓発活動の実施促進機能

として、各地方自治体にモチベーターを配置しており、これが TAC メンバーとして TAC-MDFT 体制の中、地方自治省地域開発局ならびに保健省のモチベーターとの協働で活動を行っている。本プロジェクトではこれら 3 つの組織のモチベーターはチームを構成し、MDFT メンバーを通じて村落レベルでの住民啓発、VWC のトレーニングに当たる。これらのモチベーターは他案件を通して、給水施設の運営・維持管理支援に従事してきており、参加型計画・評価手法や VWC のトレーニングに関する基本的な知識、技術を有している。従って、本プロジェクトにおいてもこれら各地方自治体に既に配置されている人材を有効に活用し、現地 NGO/プログラム・コーディネーターによる管理の下で村落レベルでの活動を実施する。

ただし、活動実施に際しては、想定される運営・維持管理体制と現在の各モチベーターが備える知識・技術とのギャップを埋め、必要とされる活動のアプローチ・手法に対する同一水準の理解が確実に得られるよう OJT トレーニングを行う。

6-5 MDFT メンバーの内、DWR、保健省、地方自治省地域開発局のフィールド・ワーカー (3名/MDFT) × 13 Wards : 計 39 名  
従事期間 : 計 67.00M/M

これら MDFT メンバーは各 Ward レベルで、実際にコミュニティの住民と日々直接接しながら活動を行うフィールド・ワーカーである。地方自治体において各対象サイトの現状を最も詳細に把握しているメンバーであり、彼らを通じて各対象サイトの状況に即したきめの細かい支援を行う。

6-6 各対象サイトで活動する地域保健指導員 (2名/サイト) × 18 サイト : 計 36 名  
従事期間 : 計 11.94M/M

持続的かつ安全な水供給の実現には、給水施設利用者による適切な衛生習慣の理解・実行が不可欠であり、これを対象村落レベルで促進するため、参加型衛生教育の実施担当主体として地域保健指導員を住民の中から起用し、養成する。衛生習慣に関する行動変容の促進には継続的な取り組みが必要となるため、当該村落の生活環境・社会状況を把握している地域の人材を指導員として養成することにより、プロジェクト終了後も引き続き活動実施が可能となる。

## 7. ソフトコンポーネントの実施工程

実施設計及び施設建設工事期間中、約22ヶ月（施設建設開始前：約6ヶ月、施設建設期間中：約15ヶ月、全施設建設後：約1ヶ月）。表3-37参照。

## 8. ソフトコンポーネントの成果品

成果品は、以下のとおりである。

- ① トレーニング・マニュアル（村落での運営・維持管理体制整備及び参加型衛生教育）
- ② DWR によるプロジェクトのモニタリング・評価計画書
- ③ ソフトコンポーネント実施状況報告書（邦人コンサルタントの第 1 回及び第 2 回現地活動後）

#### ④ ソフトコンポーネント完了報告書（全活動終了後）

また、下記資料は現地 NGO からの月例報告書及び完了報告書において添付資料として提出され、邦人コンサルタント作成の上記各種報告書に反映されることとなる。

- ① VWC の内部規約、行動計画及び水利用規定
- ② 給水施設運営・維持管理合意書（対象村落・VWC と DWR・地方自治体間で締結）
- ③ 維持管理委託契約書（対象村落・VWC と民間 OM 会社間で締結）
- ④ ワークショップ報告書、TAC-MDFT 活動モニタリング・シート、地域保健指導員による活動モニタリング・シート、VWC による活動報告
- ⑤ 住民参加による成果達成状況及び効果発現状況の評価結果要約

### 9. 相手国実施機関の責務

本プロジェクトが速やかに実施され、成果が発現するためには計画された投入が滞りなく実施されることが必須である。「ガ」国側による TAC-MDFT メンバー等の要員の配置に変更がなく、適切な時期に活動への投入が行われることが求められる。

給水施設引渡し後、各村落で施設の運転が開始された段階では、DWR 及び地方自治体は継続的にコミュニティにおける給水事業のモニタリング・評価活動を実施する。検討事項が発生した際は、関係三者(住民－民間 OM 会社－行政機関)の間で、関係者間で解決に向けて速やかに協議が開始される必要がある。こうした地道な協議プロセスが相互の信頼醸成、給水サービス水準の向上の基礎となるものである。この協議プロセスの構築は基本的に行政が主導すべきものである。行政における限られた人材、予算、機材という制約があるものの、過去の類似の給水案件で見られたような継続的な調整業務が本プロジェクトでも求められる。

また、「ガ」国の政策として地方給水にソーラーシステムを導入することが明確に示されていることから、類似の地方給水案件が実施されるコミュニティの数が今後中長期に増加していくことが想定される中、行政、特に地方自治体の能力強化は、地方分権化の今後の進展とそれに伴う権限委譲が進むにつれ、大きな課題となるものである。DWR を中心とする現在の運営・維持管理体制から、随時地方自治体の関与が増加しつつある今、上記能力強化による地方給水サービスの向上のための基盤構築が望まれる。

表 3-37 ソフトコンポーネント活動計画表

実施時期	活動内容	活動のターゲット・グループ	各活動の所要期間(目安)	全体所要期間		日本側	活動実施担当者		活動の実施場所	活動の成果品	
				回数	全体日数		MMI(直接)従事日数	相手国側			MMI(直接)従事日数
実施期間中	1	7.07で建設される給水施設の運営・維持管理体制整備およびモニタリング・評価に係る行動計画策定	4 days / 全期	1	4	邦人コソボ村	現地NGO/コソボ村	0.13	ハンジェール	実施期間による7.07.20のモニタリング・評価計画	
	2	地方自治体レベルでのワークショップの動員	1 days / Area Council	5	5	邦人コソボ村	現地NGO/コソボ村	0.17	4州(NBR, WD, LRR & CRR)の5 Area Council	ワークショップ報告書	
	3	ワークショップの目的・内容・実施方法についてのワークショップ	2 days / 村	18	36		現地NGO/コソボ村	1.20	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート	
	4	村落水管理委員会(VWC)の設立・再組織化	1 days / 村	18	18		現地NGO/コソボ村	—	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート、VWCの内部規約	
	5	対象村落の既存給水・衛生環境に係る参加型問題分析	3 days / 村	18	54		現地NGO/コソボ村	0.50	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート、対象村の既存給水・衛生環境を示すミニマリア	
	6	民間業者-VWC-行政(DWR)及び地方自治体の役割の再確認・徹底、及び関係者間の信頼構築にかかわるワークショップ	1 days / 村	18	18		現地NGO/コソボ村	0.17	対象村落	ワークショップ報告書	
	7	VWCの能力開発									
		7-1. VWCメンバーの能力開発に係るワークショップ	VWCメンバー(約10名/VWC x 18村落)	2 days / 村	18	36		現地NGO/コソボ村	0.33	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート
		7-2. 給水施設の日常の運営・維持管理に係る技術・知識向上のためのトレーニング	VWCメンバー(約10名/VWC x 18村落)	2 days / 村	18	36		現地NGO/コソボ村	0.33	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート
		7-3. 運営・維持管理費の会計に係るトレーニング	VWCの会計係及び水塔管理人(総計係1名+水塔管理人約20名/VWC x 18村落)	2 days / 村	18	36		現地NGO/コソボ村	0.33	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート
		7-4. 住民に対する適切な水利用指導・促進に必要なワークショップ能力、参加型計画・評価能力の向上のためのトレーニング	VWCメンバー(約10名/VWC x 18村落)	3 days / 村	18	54		現地NGO/コソボ村	0.50	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート、VWCの行動計画
		7-5. 水資源の保全・管理に係るトレーニング	VWCメンバー(約10名/VWC x 18村落)	2 days / 村	18	36		現地NGO/コソボ村	0.33	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート
実施期間後	8	参加型衛生教育									
		8-1. 地域保健指導員に対する、参加型衛生教育手法に係るトレーニング	各対象村落から選定された地域保健指導員(約2名/村 x 18村落)	5 days / Area Council	5	25		現地NGO/コソボ村	0.83	各対象州(NBR, WD, LRD & CRD)の5 Area Council	ワークショップ報告書
		8-2. 対象村落における衛生教育ワークショップの実施(水源および飲料水の適切な取扱、衛生習慣の改善に係る指導)	対象18村落の住民	2 days / 月単位	各ヶ月(現地コソボ村は計2回)	154		現地NGO/コソボ村	1.20	対象村落	地域保健指導員による活動にリポート
		9	給水施設の日常の保全・防犯、維持管理費の定期的な支払いについての住民参加促進	1 days / 月単位	各ヶ月/現地コソボ村は計2回)	77		現地NGO/コソボ村	1.37	対象村落	啓蒙普及員による活動にリポート
		10	民間業者との維持管理契約締結促進	2 days / 月単位	18	36		現地NGO/コソボ村	0.33	対象村落	民間業者との維持管理契約締結報告書と、啓蒙普及員による活動にリポート
		11	ワークショップによる活動の効果測定とワークショップ終了後の維持管理に関する行動計画の策定	3 days / 月単位	18	54		現地NGO/コソボ村	0.50	対象村落	住民参加による成果達成状況及び効果測定に関する評価結果報告書、ワークショップ終了後の維持管理にかかわるVWC行動計画
		12	継続的なOM活動の監督・モニタリングによるOM体制の精緻化	0.5 days / 月単位	引渡し後から5年後の期間まで(計12回/月)		邦人コソボ村	DWR/コソボ村	1.20	対象村落	関係取り結果報告書
							邦人コソボ村	現地NGO/コソボ村	8.39	対象村落	DWR報告書
									1.50		
									69.30		
								67.00			
								11.94			

### 3-2-4-9 実施工程

無償資金協力事業としての本事業の実施工程は以下の通りである。

- ① 政府間交換公文（E/N）、贈与契約（G/A）
- ② コンサルタント契約
- ③ 詳細設計調査
- ④ 入札図書作成
- ⑤ 入札、業者契約
- ⑥ 資機材調達
- ⑦ 資機材輸送・通関
- ⑧ 給水施設施工
- ⑨ 完成引き渡し

本プロジェクトは、E/N 及び G/A 締結後、約 24 ヶ月の工程で実施される。施工は、日本国企業によって施工されるが、一部サイトの井戸掘削工事については現地企業を活用し実施する。給水施設建設については、日本国企業の責任と管理の基で 1 部は現地企業を活用して実施する。このため、単債完結型で案件を実施するため、工期は約 24 ヶ月で実施される。実施工程を、下表 3-38 に示す。

本プロジェクトは、我が国の無償資金協力事業として実施するため、日本国企業が主契約者として給水施設の建設を行うが、現場作業は「ガ」国の現地作業員を活用し、経済的な施工を実施する。しかしながら、新設と改修の計画対象サイトが 4 州 18 サイトと多く、工期も限られていることから、日本技術者による適切な施工により、適切な工程管理、施工管理、品質管理を行なうこととする。

また、信頼出来る技術を有する現地企業と技術員の制約があり、同時期に並行して工事の出来るサイトは 5～7 ヶ所となる。このため、新設 15 サイト及び改修 3 サイトの最適な実施内容を、下表 3-39 に示すとおり、州単位で効率的に実施することとする。下記の制約条件に配慮し、実施工程を作成した。

- ① 同国を南北に 2 分するガンビア川のフェリーによる横断と資材輸送、
- ② 雨季におけるアクセス道路の悪化と通行不能などの地方未舗装道路の制約、
- ③ 降水に伴う工事の休止期間等



